

北里大学保健衛生専門学院学費の納入及び学費の取扱いに関する規程

昭和 57 年 2 月 26 日	制定
平成 12 年 4 月 21 日	改正
平成 14 年 7 月 19 日	改正
平成 16 年 4 月 1 日	改正
平成 17 年 4 月 1 日	改正
平成 20 年 4 月 1 日	改正
平成 21 年 4 月 1 日	改正
平成 23 年 4 月 1 日	改正
2018 年 3 月 16 日	改正
2019 年 5 月 17 日	改正

(目的)

第 1 条 この規程は、北里大学保健衛生専門学院学則第 25 条第 6 項の規定に基づき、北里大学保健衛生専門学院(以下「本学院」という。)の学費の納入及び学費の取扱いについて必要な事項を定める。

(学費の定義)

第 2 条 この規程において「学費」とは、入学金、授業料及び施設設備費をいう。

(納入方法)

第 3 条 学費は、年額を一括して前期に納入(以下「全納」という。)し、又は年額の 2 分の 1 ずつを前期及び後期の 2 回に分けて納入(以下「分納」という。)するものとする。

- 2 学費のうち入学金は、全納とする。
- 3 学費のうち授業料及び施設設備費は、全納又は分納のいずれかによるものとする。
- 4 学生保険料並びに北里会入会金及び会費(委託徴収)は、全納とする。

(入学試験合格者への適用)

第 4 条 入学試験合格者は、学費のうち入学金を入学手続き時に全納する。学費のうち授業料及び施設設備費は、全納又は分納のいずれかによるものとする。

- 2 諸会費等は、入学手続き時に全納する。
- 3 入学試験合格者とは、推薦入学試験合格者、一般入学試験合格者及び特別選抜入学試験合格者をいう。
- 4 入学試験合格者で、入学手続きを終了した者(入学予定者)が入学辞退を願い出たときは、所定の期日までに辞退手続きを完了すれば、入学金以外の納付金を返還する。ただし、推薦入学試験合格者(自己推薦入学試験合格者は除く。)及び特別選抜入学試験合格者(社会人特別選抜入学試験合格者は除く。)は、本学院の専願者として取り扱うので、入学の辞退がやむを得ない理由(病気、怪我等で就学が困難になった場合)と本学院が認めた場合に限り、入学金以外の納付金を返還する。

(納入期日)

第 5 条 学費は、毎年前期は 4 月 1 日から 4 月 30 日までに、後期は 10 月 1 日から 10 月 31 日までに所定の額を納入するものとする。

(延納)

第 6 条 所定の期日までに学費を納入できない者が、学費の延納を願い出たときは、2 箇月以内の延納を認めることができる。

2 延納を希望する者は、前期は 4 月 30 日までに、後期は 10 月 31 日までに学費延納願を本学院事務室に提出しなければならない。

(滞納処分)

第 7 条 前条の手続なく学費を滞納したときは、次の各号の資格を停止する。

- (1) 授業の出席及び定期試験等を受験すること。
- (2) 通学証明書及び学校学生生徒旅客運賃割引証の発行を受けること。
- (3) 本学各図書館図書の貸出しを受けること。

2 学費納入の督促を受けた者が、指定した期日までに学費を納入しないときは、学則第 23 条の規定により除籍する。

(返還)

第 8 条 いったん納入した学費は、別に定める場合を除き、一切返還しない。

2 前項の「別に定める場合」とは、次の各号をいう。

- (1) 入学試験合格者で第 4 条第 4 項に該当するとき。
- (2) 学費を全納した者が学年の初め又は途中で休学し、又は退学し、学費減免の対象となったとき。
- (3) 後期分の学費を納入した者が学年の途中で休学し、又は退学し、学費減免の対象となったとき。
- (4) 死亡除籍（9 月 30 日まで）となったとき。
- (5) 学費の過払いがあり、返還する必要があると認められたとき。

(休学期間中の学費)

第 9 条 休学を認められた者で次の各号の一に該当する者は、休学期間に応じ、5 割を限度として授業料及び施設設備費を減額する。

- (1) 学年の初めから継続して 1 年間休学を許可された者（前年度の 3 月 31 日までに休学を願い出て 4 月 1 日から休学を認められた者及び 5 月 31 日までに休学を願い出て 4 月 1 日にさかのぼって休学を認められた者）は、授業料、施設設備費の年額の 5 割を減額する。
- (2) 学年の途中で休学を許可された者で、休学期間が 6 箇月以上 1 年未満の者（休学期間 6 箇月には 10 月 1 日から 3 月 31 日までが該当する。ここでは、10 月 31 日までに休学を願い出、6 箇月又は年度内のそれ以上の期間、休学を認められた者）は、授業料及び施設設備費の年額の 2.5 割を減額する。

2 学費を全納した者が前項第 1 号若しくは第 2 号に該当するとき、又は後期分の学費を納入した者が同項第 2 号に該当するときは、既納の学費の中から相当額を返還する。

(退学時の学費)

第 10 条 退学を認められた者で次の各号の一に該当する者は、退学の時期及び学費の全納又は分納の態様に応じ、5 割を限度として授業料、施設設備費の納入を免除し、又は既納の学費の中から相当額を返還する。

(1) 学費全納者

- ア 9 月 30 日までの退学者（10 月 31 日までに退学を願い出て 9 月 30 日にさかのぼって退学を認められた者を含む。）には、授業料、施設設備費の年額の 5 割を返還する。
- イ 10 月 1 日以降の退学者には、学費を返還しない。

(2) 学費分納者

- ア 9 月 30 日までの退学者（10 月 31 日までに退学を願い出て 9 月 30 日にさかのぼって退学を認められた者を含む）には、後期分の授業料、施設設備費の納入を免除する。
- イ 後期分の学費を納入した者がアに該当するときは、後期分の学費を返還する。

2 学費分納者が 11 月 1 日以降に退学を願い出たときは、後期分の学費を徴収する。後期分の学費を納入しないときは、除籍とする。

3 前期分の学費を未納の者が退学を願い出たときは、前期分の学費を徴収する。学費を納入しないときは、次による。

- (1) 4 月 30 日までに退学を願い出たときは、前年度の 3 月 31 日にさかのぼって退学を認める。
- (2) 5 月 1 日以降に退学を願い出たときは、除籍とする。

4 退学者及び除籍者には、学生保険料の残余の額を返還する。

(卒業延期時の学費)

第 11 条 卒業延期者は、前期分の学費を 4 月 30 日までに納入するものとする。

2 12 月までに卒業を認定されなかった者は、後期分の学費を 12 月 31 日までに納入するものとする。

(再入学時の学費)

第 12 条 退学者で再入学を認められた者の学費は、次のとおりとする。

(1) 入学金は、免除する。

(2) 授業料及び施設設備費は、再入学した学年の学費を適用する。

(3) 学生保険料は、退学時又は除籍時にいったん精算しているため、再入学の手続時に必要な保険料を徴収する。

2 除籍者で再入学を認められた者の学費については、別に定める。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、本学院運営委員会及び教師会の議を経て、北里研究所理事会において決定する。

附 則

この規程は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (北学総第 29-12819 号)

この規程は、2018 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (北学総第 2019-02234 号)

(施行期日、適用)

1 この規程は、理事会承認日から施行する。

2 前項にかかわらず、第 4 条第 4 項及び第 13 条の規定は、2019 年 4 月 1 日から適用する。